

## 福岡市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進，充実及び環境整備を図ることを目的に，本市の読書活動推進計画を策定するため，福岡市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福岡市子ども読書推進計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

### (策定委員会の組織)

第3条 策定委員会は，別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の互選により，委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長は委員会を代表し，会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し，委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは，その職務を代理する。
- 5 委員の任期は，策定委員会設置の日から平成17年3月31日までとする。

### (会議の招集)

第4条 策定委員会は，委員長が招集する。

- 2 委員長は，必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

### (ワーキンググループの設置)

第5条 読書推進計画の策定のため，策定委員会にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは，別表2に掲げる者をもって構成する。

### (事務局)

第6条 策定委員会の事務局は，教育委員会生涯学習部社会教育課に置くものとする。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に必要な事項は，委員長が定める。

### 附 則

この要綱は，平成16年5月28日から施行する。